

通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)(スポーツ施設等利用型)

【委託事業者】

1	サービス提供の目的	運動機能向上を図ることにより、生活機能の向上を図り、機能を維持していくために、住民主体の通いの場または一般介護予防事業または民間のスポーツ施設等へ移行し、地域で介護予防の取組が継続できるようにする。
2	想定される対象者	現在、運動機能が低下により二次予防事業を利用している者の移行や、短時間のトレーニングで運動機能向上が見込まれる者
3	利用回数	週1回
4	利用時間	2時間
5	サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツクラブや接骨院、通所リハ施設等の設備を使い実施 ・約1時間30分の運動プログラム(休憩を含む。20分以内の物理療法実施も可) ・約30分の介護予防に関する学習およびホームプログラムを提供し継続を ・支援集団もしくは個別指導 ・初回と3か月毎の評価および個別プログラムの作成は指定された専門職(A) ※1が実施 ・プログラムは原則専門職(A) ※1が実施。専門職(B) ※2も実施できるが減算 ・原則送迎を実施
6	単価等	送迎付き(1人1回3,030円) 送迎なし(1人1回2,530円) プログラムを作成した専門職(A)がプログラム実施しない場合は減算(1人1回500円)
7	利用者負担額	単価の1割
8	サービス費用の請求方法	毎月、市に請求
9	併用できるサービス	訪問型サービス、通所型サービスB
10	限度額管理	限度額管理の対象外
11	サービス提供者	スポーツ施設、接骨院、介護予防通所リハビリテーション事業者の従事者
12	実施基準	<p>○人員 管理者:専従1(本事業の他の職務、当該施設の他の職務に従事可能) 従事者:参加者の安全に配慮できる人数を配置。10人以下の参加者では最低2人とし、それ以上は10人に増える毎に職員を1人以上増員 (従事者には本事業利用終了者をボランティアとして活用することも可能)</p> <p>○設備 サービスを提供するために必要な場所 5m最大歩行速度が測定のため8mの歩行路の設置 参加者が両手を広げてもぶつからないで運動ができる広さ サービス提供に必要な設備・備品</p> <p>○運営 利用者との契約および個別サービス計画の作成 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 従事者又は従事者であった者の秘密保持 事故発生時の対応 廃止・休止の届出と便宜の提供</p>
13	備考	<p>※1 専門職(A):理学療法士、作業療法士、医師、看護師、健康運動指導士、柔道整復師</p> <p>※2 専門職(B):健康運動実践指導者、あんまマッサージ指圧師、経験ある介護職員、高齢者の運動指導経験があるスポーツプログラマー等の有資格者</p> <p>※3 当該施設の会員は対象外</p> <p>※4 通所を利用した日は、緊急時を除き当該施設は利用できない</p> <p>※5 食事代などの実費は報酬の対象外(利用者負担)</p>